

児童手当制度改正に係る大切なお知らせ

児童手当の制度が令和6年10月分（12月支給）より一部変更になります。

**申請が必要な場合と不要な場合があります。
必ず裏面の必要な手続きをご確認ください。**

1. 変更内容

①支給対象世帯の拡大

高校生年代（平成18年4月2日以降生まれ）までの児童がいる世帯が支給対象となります。

②所得制限撤廃

③多子加算の拡充

第3子以降の児童1人当たりの支給額が一律3万円になります。

④算定児童の年齢拡充

経済的負担がある大学生年代（平成14年4月2日以降生まれ）までの子をカウント

⑤支給回数を年6回に変更

支払日は2月、4月、6月、8月、10月、12月の1日（1日が土・日・祝日にあたる場合は直後の平日）となります。

⑥支払通知書の送付廃止

児童手当・特例給付を支給する際、支払通知書の送付をもって振込のお知らせを行っていましたが、令和6年12月支給分より廃止します。

2. 手当月額

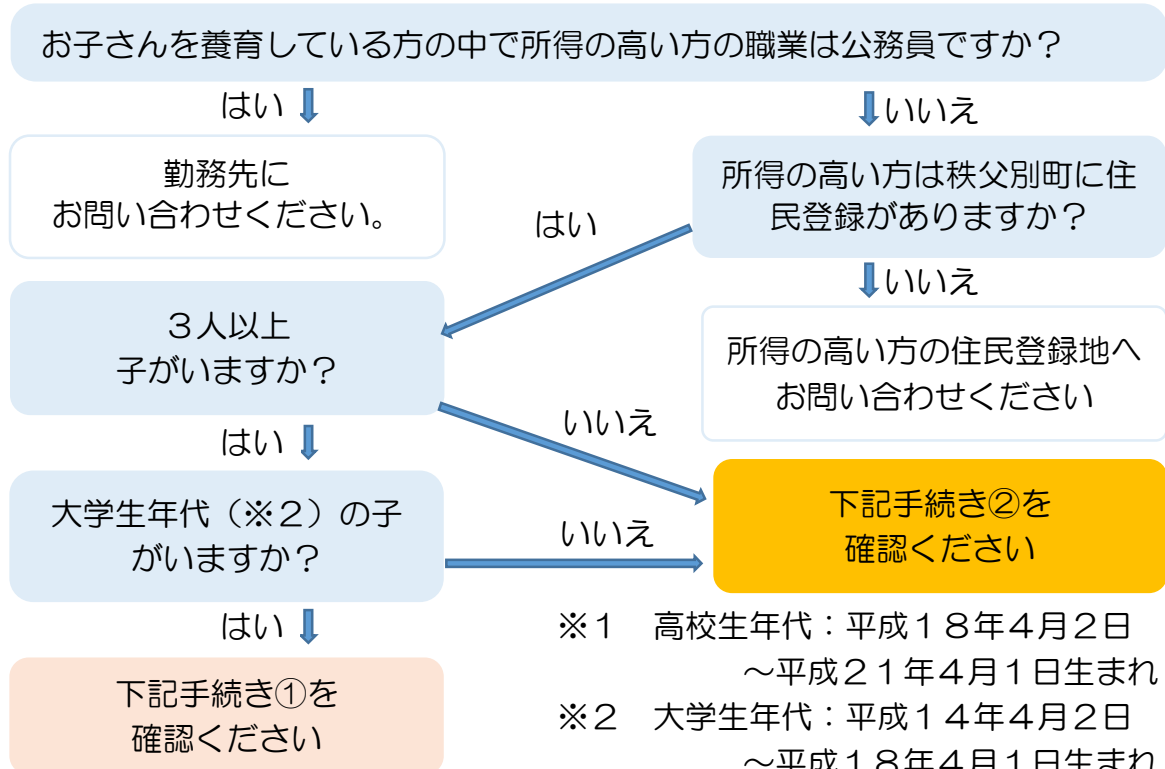
児童の年齢	一人当たりの月額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	30,000円
大学生年代	なし（算定児童としてのカウントのみ）	

3. 申請期限

令和6年10月25日（金）

※期限内に申請された場合は10・11月分の児童手当を令和6年12月に支給します。

4. 必要な手続き



5. 提出書類

手続き①	手続き②
1 認定請求書（様式第2号）	1 認定請求書（様式第2号）
2 監護相当・生計費の負担についての確認書（様式第6号の9）	2 請求者本人の保険証の写し
3 請求者本人の保険証の写し	3 本人確認書類の写し
4 本人確認書類の写し	4 請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
5 請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し	5 別居監護申立書（様式第6号の2）
6 別居監護申立書（様式第6号の2） ※大学生年代（※2）以下の別居している児童がいる場合のみ	※高校生年代（※1）以下の別居している児童がいる場合のみ

※申請書類の様式は窓口で配布または町ホームページからダウンロードしてください。

6. 申請方法

窓口申請	住民課社会福祉係窓口にて申請書類をご用意しています。お子さんの住所登録が町外にある場合、お子さんのマイナンバーが分かるものをお持ちください。
郵送申請	申請書類一式をお送りしますので役場住民課社会福祉係（0164-33-2111）までご連絡ください。

お問い合わせ 〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
秩父別町役場 住民課社会福祉係 池川
電話 0164-33-2111 窓口時間 8:30～17:15

